

## 【タイ】同性婚の合法化—民商法典の改正—

前海外立法情報課 日野 智豪

\* 2024年9月24日、男女間の婚姻関係と同様に同性間の婚姻関係を保障する旨を規定する、仏暦2567年（西暦2024年）民商法典改正法（第24号）が公布された。

### 1 法改正の背景・経緯

タイでは、家族制度は、社会開発及び国民生活の質の向上において、非常に重要な単位であると捉えられている。しかし、従来の民商法典<sup>1</sup>における家族形成は、男女間の婚姻に限定されており、様々な性的指向を有する者の婚約及び婚姻は容認されてこなかった。このような同法典の認識は、様々な性的指向を有する者が家族として生活を共にし、お互いの扶養等を行うことが、男女間の婚姻当事者と変わらないという現在の社会情勢に一致していないとされる<sup>2</sup>。

以上のことを踏まえた上で、性的指向に関係なく、個人の間で確立される家族のつながりを強化するために、男女間の婚姻当事者に対して保障されるのと同様の権利、義務及び家族の地位を、様々な性的指向を有する者にも保障することを目的とした<sup>3</sup>民商法典改正法律案の審議が、2023年12月21日、議会で開始された<sup>4</sup>。この法律案は、2024年3月27日に下院で、同年6月18日に上院で可決された。同年8月12日、ワチラーロンコーン（วชิราลงกรณ）国王の裁可を経て、同年9月24日に仏暦2567年（西暦2024年）民商法典改正法（第24号）（以下「婚姻平等法（พระราชบัญญัติสมรสเท่าเทียม）」）として公布され、翌2025年1月23日に施行された。同性婚の合法化は、2019年5月の台湾<sup>5</sup>、2023年6月のネパールに続く、アジアでは3例目、東南アジアでは初となる<sup>6</sup>。なお、婚姻平等法においては、婚約・婚姻可能年齢の引上げ等、同性婚の合法化以外の見直しも行われた。

### 2 婚姻平等法の主な内容等

#### (1) 性中立的な文言への変更

婚姻当事者の権利の平等を保障するため、性別を示す文言である「男性と女性（ชาย-หญิง）」、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。

<sup>1</sup> ประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ <[http://www.bpp.go.th/bpp\\_st6/BPPNITIK/INDEX/civil%20law/pang01.htm](http://www.bpp.go.th/bpp_st6/BPPNITIK/INDEX/civil%20law/pang01.htm)> なお、執筆に当たって、英語訳版 Civil and Commercial Code (Thailand Law Library) <<https://library.siam-legal.com/thai-civil-and-commercial-code/>> 及び日本語訳版「民商法典3（日本貿易振興会（ジェトロ）バンコクセンター編）」<[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate\\_020.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_020.pdf)> も適宜参照した。

<sup>2</sup> 仏暦2567年（西暦2024年）民商法典改正法（第24号）においては、法律原文の最終ページ（p.21）に注釈として、このような認識が同法の制定理由として述べられている。พระราชบัญญัติแก้ไขเพิ่มเติมประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ (ฉบับที่ 24) พ.ศ. 2567. <<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/36482.pdf>> また、同法の制定過程については、今泉慎也「同性婚を認める民商法典改正法の施行」『ジュリスト』No.1606, 2025.2, p.81 を参照のこと。

<sup>3</sup> พระราชบัญญัติแก้ไขเพิ่มเติมประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ (ฉบับที่ 24) พ.ศ. 2567, *op.cit.*(2), p.21.

<sup>4</sup> “Thailand Steps Closer to allowing Same-Sex Marriage with Cabinet Nod,” 2023.12.19. <<https://www.cnbctv18.com/world/thailand-steps-closer-to-allowing-same-sex-marriage-with-cabinet-nod-18600591.htm>>

<sup>5</sup> 岡村志嘉子「【台湾】同性婚の合法化」『外国の立法』No.280-1, 2019.7, pp.20-21. <<https://doi.org/10.11501/11302601>>

<sup>6</sup> “Marriage Equality Bill Becomes Law,” *Bangkok Post*, 2024.9.24. <<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2871458/marriage-equality-bill-becomes-law>>; “Hundreds Wed as Thai Same-sex Marriage Law Takes Effect,” *Bangkok Post*. 2025.1.23. <<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2945632/hundreds-wed-as-thai-same-sex-marriage-law-takes-effect>>

「夫と妻 (สามี-ภรรยา)」が削除され、それぞれ「個人と個人 (บุคคล-บุคคล)」、「婚姻当事者 (คู่สมรส)」に変更された (婚姻平等法第 17 条、第 21 条等)。

### (2) 婚姻当事者間の権利・義務関係、法的地位等を制限している法律の見直し

政府機関 (省庁等) は、婚姻当事者間の権利・義務関係、法的地位等を制限している法律<sup>7</sup>の見直しを実施し、追加の修正を行うことが適切であると判断された場合、婚姻平等法の施行後 180 日以内に、当該法律の改正法律案を内閣に提出しなければならない (同法第 68 条) ことが、新たに規定された<sup>8</sup>。

### (3) その他の法律に及ぼす効果

「夫」及び「妻」について規定する全ての法律の規定は、原則として「婚姻当事者」を指す (同法第 67 条)。具体的には、①婚姻当事者の一方の姓を使用する権利 (仏暦 2505 年 (西暦 1962 年) 個人名法第 12 条)<sup>9</sup>、②もう一方の婚姻当事者の治療に同意する権利 (仏暦 2550 年 (西暦 2007 年) 国民健康法第 8 条)、③所得税の配偶者控除 (仏暦 2481 年 (西暦 1938 年) タイ歳入法第 47 条) 等に関する規定が挙げられる<sup>10</sup>。ただし、それらの規定が「夫」及び「妻」について、特別の権利、義務及び法的地位を定義している場合を除く (婚姻平等法第 67 条)。

### (4) その他の改正

婚約・婚姻可能年齢が、現行の 17 歳から 18 歳に引き上げられた<sup>11</sup> (同法第 5 条及び第 13 条)。

## 3 今後の動向

同性婚が合法化されたタイにおいて、今後、改正が必要とされる法律として、仏暦 2558 年 (西暦 2015 年) 生殖補助技術により生まれた子供の保護に関する法律等が挙げられる<sup>12</sup>。

タイでは、生殖補助医療の技術が進んでいるため、代理出産を求める外国からの需要は高かった<sup>13</sup>が、2015 年以降、商業的な代理出産は禁止されている<sup>14</sup>。公衆衛生省は、子供を望む同性カップルの需要に応えるため、同法の改正草案を公衆衛生大臣に提出しており、この改正法律案が施行された場合、同性カップルも含めた外国人カップルの母国への胚、精子、卵子の輸出も一定の基準に従って許可され、人身取引等に関連する犯罪に対しては、厳しい罰則が導入されることになるとしている<sup>15</sup>。

<sup>7</sup> 婚姻平等法においては、具体的な法律名は明記されていない。

<sup>8</sup> 現在、当該法律の見直しの動きに関する報道は見当たらない。

<sup>9</sup> 同条においては、「妻」は「夫」の姓を用いることが義務付けられていたが、2005 年に同法は改正され、夫婦は合意により、いずれかの姓又はそれぞれが従来の姓を使用することができるようになった。พระราชบัญญัติชื่อบุคคล (ฉบับที่ ๓) พ.ศ. ๒๕๔๘ (仏暦 2548 年 (西暦 2005 年) 個人名法改正法 (第 3 号))

<sup>10</sup> “#สมรสเท่าเทียม : เปิดกฎหมายแพ่งแก้ไขใหม่ บุคคล-บุคคล สมรสได้ ไม่จำกัดชาย-หญิง (婚姻の平等 : 婚姻を男女に制限することなく、個人と個人で婚姻することができるように民法を改正する。),” 2024.9.24. iLaw website <<https://www.ilaw.or.th/articles/43563>>

<sup>11</sup> 婚約及び婚姻可能年齢の引上げについては、「児童」を 18 歳未満の者と定義する児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child) に準拠するものである。 *ibid.*

<sup>12</sup> この法律のほか、様々な性的指向を有する者への平等かつ包括的な法的保護を保障するため、性自認、雇用、福祉に関する法律等、約 50 の法律改正が必要であるとされている。“Marriage Equality Bill Becomes Law,” *op.cit.*(6)

<sup>13</sup> 三輪和宏「アジア諸国における生殖補助医療の規制—インド及びタイの規制制度を中心に—」『レファレンス』第 747 号, 2013.4, p.87. <<https://doi.org/10.11501/8200262>>

<sup>14</sup> Vitit Muntarbhorn, “What's next after same-sex marriage?” *Bangkok Post*, 2025.1.20. <<https://www.bangkokpost.com/opinion/opinion/2943125/whats-next-after-same-sex-marriage->>

<sup>15</sup> “Thai health ministry to overhaul law on surrogacy,” *Bangkok Post*, 2025.1.15. <<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2939872/thai-health-ministry-to-overhaul-law-on-surrogacy>>